呉市立下蒲刈中学校校務運営規程

校番（１９）呉市立下蒲刈中学校

第１章　総　　則

（目的）

第１条　呉市立下蒲刈中学校（以下「本校」という）の校務を円滑且つ適正に運営するために，呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（以下「管理規則」という）第３７条の規程に基づいて，必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　この規程で，職員とは，本校に勤務する者をいう。

第２章　校務運営に関する事項

（運営組織）

第３条　本校の運営組織は職員をもって構成する。

第４条　校長は，その権限に属する事務を職員に分掌させるために，管理規則第３１条に基づき，校務分掌組織及び職員の分掌を定める。

２　校長は，前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては，法令，条例及び規則等に基づいて行う。

３　前２項に定めるもののほか，校務分掌組織及び分掌に必要な事項は，校長が定める。

（企画委員会）

第５条　校長は，学校経営管理に関し審議調整を行い，もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため，企画委員会を設置する。

２　企画委員会は，校長，教頭，事務長及び教務主任，生徒指導主事，保健主事，研究主任をもって構成する。

３　校長は，企画委員会を招集し，これを主宰する。

４　校長は，必要と認めるときには関係職員の出席を求め，報告を受け又は意見聴取を行う。

５　前各項に定めるもののほか，企画委員会の組織及び運営について必要な事項は，校長が定める。

（職員会議）

第６条　校長は，校務運営の円滑な執行のための補助を行わせるため，職員をもって構成する職員会議を置く。

２　職員会議は，校長が必要と認める事項について，職員間の意思疎通，共通理解の促進，意見交換などを行う。

３　校長は，職員会議を招集し，これを主宰する。

４　前各項に定めるもののほか，職員会議の組織及び運営について必要な事項は，校長が定める。

（委員会）

第７条　校長は，各種の課題に対応するために，次の委員会を置く。学校評議員会，学校関係者評価委員会，学校保健委員会，衛生推進委員会，不祥事防止委員会，研究推進委員会，特別支援教育委員会，道徳・人権教育委員会。

２　校長は，いじめ問題・不登校問題その他の諸問題が発生した時に，関係職員をもって課題解決を図るため，特別委員会を設置する。

（学年部，部）

第８条　校務運営を円滑に行い，教育活動を充実させるために，次の学年会，部，各種委員会を置く。

（１）　学年部は，第１学年部，第２学年部，第３学年部を置き，校長の監督を受け，学年の経営方針を設定し，学年行事の計画，実施等当該学年の教育活動に関する事項について計画・実施する。

（２）　部は，総務部，教務部，生徒指導部，進路指導部を置き，校長の監督を受け，次の事項について計画・実施する。

ア　総務部：学校運営関係庶務，施設管理，渉外，ＰＴＡ，予算，公文書処理，学校日誌，諸証明，諸届，調査報告，給与・旅費事務，福利厚生，市費関係会計，就学奨励費等にあたり，その他分掌中他の部に属さない諸事項

イ　教務部：教育計画，学籍，評価，学習指導，日課，時間割，進路指導，学校行事，教育研究及びその他教務に関する諸事項

ウ　生徒指導部：生徒指導全般，生徒会活動，安全，美化，環境整備，給食（牛乳），保健指導，保健管理，保健事務等の諸事項

エ　進路指導部：進路指導方針，進路指導年間計画，研修企画，その他進路事務等に関する諸事項

（３）　各種委員会は，学校関係者評価委員会，道徳・人権教育推進委員会，研究推進委員会，進路指導委員会，不祥事防止委員会，学校保健委員会を置き，校長の監督を受け，次の諸事項について計画・実施する。

ア　学校関係者評価委員会：学校評価の計画・実施及び調査研究等に関する諸事項（企画委員が兼ねる）

イ　道徳・人権教育推進委員会：道徳・人権教育の計画と適切な実施等の諸事

ウ　研究推進委員会：指導方法の工夫改善等，研究推進の諸事項

エ　学校保健委員会：保健，安全，環境衛生等の計画・実施に関する諸事項

オ　特別支援教育委員会：特別支援教育の計画・実施に関する諸事項

カ　不祥事防止委員会：体罰セクハラ相談窓口の運営，不祥事防止の研修計画・実施に関する諸事項

キ　衛生推進委員会：職員の安全の確保及び健康障害の防止，その他衛生に関する諸事項。

２　校長は，必要に応じて，上記以外の部，各種委員会等を設置したり，変更したりすることができる。

（事務処理）

第９条　学校における事務処理は，校長の決裁により行う。

第３章　職員の勤務に関する事項

（勤務時間）

第１０条　職員の勤務時間の割り振りは，校長が定める。

２　職員の勤務時間は，８時１０分から１６時４０分までとする。

３　職員の勤務時間の割り振り及び休憩時間は，別紙のとおりとする。

（職員の服務）

第１１条　職員の服務は，地方公務員法第３０条から第３８条，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４３条２項及び呉市立学校教職員服務規程，呉市立学校職員の服務に関する規程及び呉市学校主事及び技師の服務に関する規程に基づくほか，必要な事項は校長が定める。

第４章　施設・設備の管理

（警備防火の計画及び分担）

第１２条　警備及び防火の計画並びに責任分担は，校長が定める。

２　防火管理者は教頭とする。

（施設・設備の管理）

第１３条　前条に定めるもののほか，学校の施設・設備の管理について必要な事項については，校長が定める。

（その他）

第１４条　この規程に定めるもののほか，本校の校務運営に必要な事項は，校長が別に定めることができる。

付則

この規程は，平成１７年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２０年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２２年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２２年　６月１４日から施行する。
この規程は，平成２３年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２４年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２５年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２７年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２８年　４月　１日から施行する。
この規程は，平成２９年　４月　１日から施行する。